

国立大学法人静岡大学年俸制適用教員の退職手当の特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第28条及び国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則(以下「有期雇用就業規則」という。)第24条第1項の規定により、国立大学法人静岡大学年俸制適用教員給与規程(以下「年俸制給与規程」という。)が適用される教員(以下「年俸制適用教員」という。)の退職手当について必要な事項を定める。

(退職手当の原則的取扱い)

第2条 年俸制適用教員には、当該年俸制適用教員が年俸制給与規程を適用されていない間に、国立大学法人静岡大学退職手当規程(以下「退職手当規程」という。)第7条、第8条、第9条及び第11条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間に含まれる期間(以下「退職手当規程上の勤続期間」という。)を有している場合を除き、原則として退職手当を支給しない。また、年俸制給与規程が適用されていた期間(退職手当規程第8条又は第11条の規定により退職手当規程上の勤続期間にその在職期間が含まれることとなる機関(以下「他の国立大学法人等」という。)において年俸制給与規程及びこの規程に相当するものを適用されていた期間を含む。)は、退職手当規程上の勤続期間に含まない。

(退職手当の特例)

第3条 前条の規定により退職手当を支給されることとなる年俸制適用教員に対する退職手当の額は、当該年俸制適用教員が年俸制給与規程(他の国立大学法人等において年俸制給与規程及びこの規程に相当するものを適用されていた者が本学に採用され、引き続き年俸制給与規程及びこの規程を適用されることとなった場合には、当該他の国立大学法人等における年俸制給与規程に相当するものを含む。)を適用されることとなった日の前日を、当該年俸制適用教員が自己の都合により退職した日とみなして、同日に現に受けていた基本給月額を基に当該年俸制適用教員が実際に退職し、又は解雇された日における退職手当規程を適用して得られる額とする。

2 年俸制適用教員が、人事交流その他の事由によって、引き続いて他の国立大学法人等の教職員となった場合において、その者が当該他の国立大学法人等において年俸制給与規程及びこの規程に相当するものを適用され、当該他の国立大学法人等においてこの規程による退職手当に相当するものを支給されることとなるときは、この規程による退職手当は支給しない。

(補則)

第4条 年俸制適用教員の退職手当に関しこの規程に定めのない事項については、退職手当規程を適用する。

附 則

この規程は、平成26年12月24日から施行する。